

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

資料編

策定の経緯・用語集

【注意事項】

「播州三木染形紙」

ギャラリー湯の山みち所蔵

©無断での複製、複写、転載を禁じます。



策定の経緯・用語集

資料

1

策定の経緯

年 月	会 議 等
令和4年度	
10月24日	第1回 立地適正化計画庁内検討委員会
令和5年度	
8月1日～8月22日	三木市立地適正化計画策定に関する市民意向調査
9月15日	第60回 都市計画審議会
1月19日	第2回 立地適正化計画庁内検討委員会
3月18日	第3回 立地適正化計画庁内検討委員会
3月19日	第61回 都市計画審議会
令和6年度	
7月9日	第62回 都市計画審議会
7月29日	第4回 立地適正化計画庁内検討委員会
11月2日～11月23日	三木市立地適正化計画（案）に関する住民説明会
11月22日	第63回 都市計画審議会
11月29日	第5回 立地適正化計画庁内検討委員会
1月6日～2月4日	三木市立地適正化計画（案）に係るパブリックコメント・説明会の実施
3月10日	第64回 都市計画審議会
3月31日	三木市立地適正化計画 策定

資料編

策定の経緯・用語集

あ行	
空き家バンク	空き家を「売りたい・何とかしたい」人から物件情報を集め、「買いたい・借りたい・活用したい」人へ情報提供するための制度。
インセンティブ	支援や促進をするための具体的な措置や特典のこと。都市機能や居住を誘導するために講じられる、施設整備の際に受けられる補助や金融支援、税制上の優遇措置等がある。
インフラ	「Infrastructure」の略で、生産や生活の基盤を形成する基礎的な構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設等の産業基盤、及び学校・病院・公園等の社会福祉・環境施設がこれに該当する。社会的生産基盤を指す。
SNS	「Social Networking Service」の略で、インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。個人間のコミュニケーションにある。
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030（令和12）年までの長期的な開発の指針。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会の目標のこと。

か行	
会計年度任用職員制度	2020（令和2）年に地方公務員法の改正により新設された非常勤職員の制度のこと。従来の非常勤職員・臨時職員等が会計年度任用職員へ移行した。
開発行為	主として、建築物の建築、特定工作物の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）	想定し得る最大規模の降雨により、堤防が決壊等した場合に、一般的な建築物が倒壊・流出する等のおそれがある区域。 この区域では、屋内での待避（垂直避難）ではなく、避難所等への避難（水平避難）の必要性を判断することが求められる。 また、堤防が決壊し、河川から流れ込む水の力により、一般的な木造住宅が、倒壊・流出するおそれのある区域を「家屋倒壊等反乱想定区域（氾濫流）」、河川の激しい流れにより河岸が削られ土地が流出し、住宅が倒壊・流出するおそれのある区域を「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）」という。
合併特例債	自治体の合併後に一定期間発行可能な特別な借入金のこと。合併後の施設整備や財政支援に利用される。
既存ストック	これまでに整備されてきた道路、公園、下水道や公共施設、建築物等の都市施設のこと。
義務的経費	法令や性質上、支出が義務付けられており自治体が裁量的に減額できない経費のこと。人件費、扶助費、公債費がある。
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊する恐れのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのある地域及びこれに隣接する地域。

か行	
建築行為	建築基準法に規定する建築物を新築、増築、改築、又は移転すること。
公共交通アクセス性	鉄道やバス等公共交通機関へのアクセスの良さを示し、住民が容易に移動できる状態を指す。
公共交通ネットワーク	バスや電車等公共交通の路線網のこと。住民の暮らしに必要な移動手段を提供するために整備されている。
公共施設等総合管理計画	財政負担の軽減、平準化を図り、人口規模や施設の利用需要に見合った公共施設等の適正規模、適正配置を実現し、時代に即した公共施設等を提供するために策定された計画。
高次都市機能	都市機能のうち、日常生活圏を超えた広域の人々を対象に、質の高いサービスを提供する機能のこと。
洪水浸水想定区域	河川の氾濫や局所的な豪雨等によって雨水の排除ができないことによる浸水が想定される区域で、居住の誘導を行うかどうか慎重に判断される地域。
交通結節点	人や物の輸送において、複数の同種又は異種の交通手段の接続が行われる場所。
国勢調査	日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため5年ごとに行われる。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。
コミュニティ	特定目的のため、自らの参加を促す機能的集団である。広くには、自治会や町内会等の地域のつながりを持つ共同体等も指す。

さ行	
災害リスク	自然災害によって発生する可能性のある危険のことを指し、地域住民の安全に影響を与える。
歳出	自治体が支出するすべての金額のことを指し、教育、福祉、インフラ整備等に使われる。
歳入	自治体が収入するすべての金額のことを指し、主に税金や国からの支援金等が含まれる。
市街化区域	都市計画によって定められる区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画によって定められる区域で、豊かな自然環境や農地等を守るとともに、無秩序な開発を防ぐため、市街化を抑制すべき区域。
自主財源	自治体自身で収入を得ることができる資金のこと。主に市税等が含まれる。
地すべり防止区域	地すべりのおそれが極めて大きい地域及びこれらに隣接する地域のうち、地すべりを助長・誘発する一定の行為を制限された区域。
垂直避難	地震や津波、台風や豪雨等が起こった際、浸水から逃れるため建物または屋内の2階以上の高さがある場所に移動すること。
スポンジ化	都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態を言うこと。

さ行	
3D 都市モデル	三次元で都市の建物や街路、地形を表現したモデルのこと。都市計画や防災において視覚的な分析やシミュレーションを行うことが可能となる。
スマートインターチェンジ	高速道路の既存施設から一般道に出入りできるよう設置された、ETC 専用の簡易型インターチェンジのこと。簡易型 ETC ゲートによる無人料金所として運用されるため、従来の料金所よりも低コストで導入と管理が可能のため、インターチェンジの追加整備が容易で周辺の地域活性化に貢献する施設となる。
生活サービス機能	住民が日々の生活で必要とするサービス。例えば医療、商業、福祉施設等が整った機能のこと。
線状降水帯	次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ 50 ～ 300km 程度、幅 20 ～ 50km 程度の強い降水をとまなう雨域。
総合計画	市と市民が目指すべき市の将来像を共有し、その実現に向かって計画的に行政運営を行っていくための基本的な考え方や目標を示した市の最上位計画。

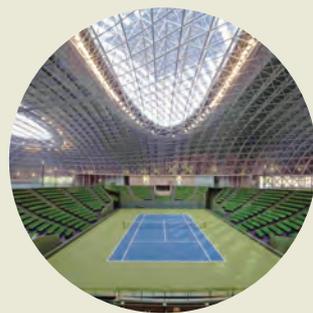
た行	
大規模集客施設	物品販売や飲食、娯楽を提供する大規模な商業施設で、床面積の合計が 6,000㎡を超える施設のこと。
大規模盛土造成地	盛土の面積が3,000㎡以上の谷や沢を埋めた造成宅地、又は盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ盛土の高さが5m以上の傾斜地盤上に腹付けした造成宅地のこと。 地震による盛土内部を滑り面とする盛土の大部分の変動や、盛土と地山との境界面等における盛土全体の地滑りの変動（滑動崩落）被害の可能性がある。
地域公共交通計画	市民の移動手段の確保及び市民生活の利便性の向上を図るとともに、地域の活性化に役立つ新たな公共交通網の構築を図るために策定された計画。
地域資源	地域の特有の歴史や文化、自然環境や農林水産物等を指し、これを活かしたまちづくりが求められる。
DID（人口集中地区）	「Densely Inhabited District」の略で、人口密度が1km ² あたり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区が該当する。
デマンド型交通	正式にはDRT（Demand Responsive Transport: 需要応答型交通システム）と呼ばれ、定時定路線の「路線バス」に対し、事前予約により乗合運行する特徴がある。運行方式や運行ダイヤ、更には発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
転出超過	特定の地域から他の地域に住民が引っ越す人数が多いこと。これが続くと地域の人口減少を引き起こす。
東播都市計画区域	明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町の行政区域の全域、及び西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市の行政区域の一部で構成される都市計画区域。
都市機能	都市自体が持つ機能で、商業・業務・居住・文化・教育・福祉・行政・交通・観光等、市民生活や企業の経済活動に対して影響を及ぼす機能。

た行	
都市機能増進施設	医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものを言う。
都市計画運用指針	自治体が都市計画制度を適切に活用できるよう、都市計画の原則や参考となる考え方、基準等を国が示したもの。本計画でも、誘導区域の設定等において参考としている。
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として県が指定する区域。
都市計画区域マスタープラン	都道府県が、都市計画区域ごとに都市計画の目標、土地利用、市街地開発、都市施設、自然的環境等に関して、広域的・根幹的な視点から、都市計画の基本的な方針を定めたもの。
都市計画決定	都市計画法に基づく一定の手続きにより、将来のまちづくりに必要な、用途地域や道路、公園等の都市施設等の都市計画に関する事項について、正式に決定すること。
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備、農林漁業との健全な調和を図るため、都市計画の内容と決定手続き、都市計画制限、都市計画事業等に関する事項を定めた法律。
都市計画マスタープラン	正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）という。 市町村が、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設（道路や公園等）の配置方針等、より地域に密着した都市計画に関する事項を明らかにした都市計画の基本的な方針。
都市再生特別措置法	近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とした法律。
土砂災害警戒区域	土砂災害のおそれがあり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域のことで、イエローゾーンとも呼ばれる。
土砂災害特別警戒区域	建築物に破壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域のことで、レッドゾーンとも呼ばれる。

は行	
ハザードマップ	防災意識の向上を図り、災害時により的確に行動できることをめざして、洪水、土砂災害による危険度や震度等の情報を示した地図。
扶助費	社会保障制度に関連する支出で、児童・高齢者・障害者・生活困窮者等に対する経費のこと。生活保護費・児童手当等が含まれる。
文化交流施設	文化の促進や地域活性化を図るために設置される施設のこと。公民館や文化会館、図書館等が該当する。
防災街区課題地域	東播都市計画防災街区整備方針における課題地域で、優先的に住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある区域。

ま行	
密集市街地改善パンフレット	密集市街地の改善に向けて、啓発や情報発信を行うために市が作成したパンフレットのこと。密集市街地のまちづくり方針や、まちづくりの基本的な考えを示している。
メッシュ	網の目といった意味を持ち、100 mメッシュであれば100 m×100 mの四角のことを指す。

や行	
用途地域	建築物が無秩序に混在することを防ぐため、住居、商業、工業等市街地の大枠としての土地利用を定めた13種類の地域。 用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。



【注意事項】

「播州三木染形紙」

ギャラリー湯の山みち所蔵

©無断での複製、複写、転載を禁じます。